

## 8 追及権

追及権の法的性質については争いがあり、他の著作財産権（排他的利用権）とは異なり。債権と考える見解が主流のようである。

### (1) 定義

追及権とは、図形および造形の著作物の原作品の著作者またはその相続人が、著作者による著作物の物理的媒体の譲渡後、その物理的媒体が売買された場合に、その売買価格から一定割合の金額を受け取ることができる譲渡不能の権利である（122-8条1項、追及権指令1条参照）。

1920年の立法当初から、追及権が譲渡不能であることは明記されていた。譲渡不能とされている理由は、美術の著作物の著作者が経済的困窮などを理由に権利を処分しないようにするためであり、放棄も不可とされる。また、債権者が金員を差し押さえることは可能であるが、追及権自体を差押えることはできない。

### (2) 立法趣旨

美術の著作物の著作者は、主に著作物の譲渡により利益を得る。しかし、まだ成功していない著作者は、タダ同然で著作物を譲渡しなければならないときがあり、その後、仮に著作者が著名になり、著作物の価格が高騰することがあっても、著作者は、既に譲渡されている著作物から利益を受けることはできない。また、美術の著作物の著作者は、複製権および上演・演奏権を享有するとはいえ、そこから十分な利益を得ているとはいえないので、複製や上演・演奏によって利益を受ける機会のある他の著作物の著作者との間で不公平が生じる。そこで、美術の著作物の著作者には、他の著作物の著作者との均衡を失することのないよう、追及権を与え、著作者またはその相続人が美術品の売買から経済的利益を得られるようにした。

### (3) 立法の経緯

フランスにおいて、追及権は、1920年5月20日法により創設された。2001年、欧州域内の美術市場に関する法制度の不平等解消を目的として、追及権指令により欧州連合に追及権が導入されることとなった。フランスは、2006年8月1日法および2007年5月9日のデクレにより、国内法を追及権指令に調和させた。

追及権は、知的財産法典122-8条のほか、規則の部122-2条から122-12条に定めがある。

### ★目次★

[http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page\\_id=1237](http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237)